

熊本市総合教育会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載し、傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴人の入場)

第3条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴券を提示し、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴の制限)

第4条 市長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号の一に該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 市長の許可を受けた場合を除き、写真機、録音機等を使用しないこと。
- (6) 会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) その他市長の指示に従うこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、市長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたとき又は会議が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。